

こんにちは

日本共産党 週刊県議会ニュース

2020年11月1日 NO.1073

きらとみひこ

吉良富彦です

事務所 新屋敷事務所 823-5878
 事務所 薊野事務所 846-2046
 事務所 県議会控室 823-9524

核兵器禁止条約発効 来年1月22日から

日本政府は 条約に批准を

●人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約の発効が決まりました。中米ホンジュラスの


ロサレス外相が24日、ツイッターで同条約の批准書を国連に寄託することを明らかにし、批准国が条約の発効に必要な50カ国に到達しました。条約の規定で同国の批准書が国連に寄託されて90日後の来年1月22日に発効となります。同条約は2017年7月、122カ国が賛成して採択。条約署名国は現在84カ国ですから、これからも

次々と批准国が増えてきます。「核は悪、違法」という国際世論が勝利しつつあるのです。核兵器で脅し合っている野蛮な核兵器保有国を、世界の国々が包囲し、核の廃絶へと追い込みましょう。

●同条約は核兵器の使用や使用の威嚇、生産、保有、実験、配備などを広く禁止。前文は、完全廃絶こそが二度と使われないための唯一の方法だとうたい、被害者支援・環境回復の規定を盛り込むなど、日本の被爆者の長年の要求も反映しています。

にも拘らず、唯一の被爆国である日本の政府はアメリカに付き従い、批准に背を向けています。

被爆者の願いにこたえ、反核・平和の国際世論のリーダーとして活躍する政府を樹立しましょう。



キラリン
にやんでも通信

22日
付の記
事を参
照のた
め引用
させて頂
きま

●太平洋核被災支援センターが声明
 来年発効となったことを受け、ビキニ水爆被災船員の救済を求める活動をして
 いる太平洋核被災支援センター
 は政府に批准を
 求めるとともに
 広島、長崎、ビ
 キニ、福島を被
 爆の実態を科学
 的に明らかにし
 被災者救済を急
 ぐよう声明を発
 表しました。
 ●また、支援セ
 ンターの山下正
 寿事務局長が、
 県文化賞受賞し
 ました。
 高知新聞10月



「自ら考え自ら楽しむ学びを導きたい」と話す山下正寿さん
 (宿毛市山奈町芳奈の自宅)

(新妻亮太)

元高校教諭 山下 正寿さん

宿毛工業高校で社会科の教諭をしていた1983年、生徒の自主活動組織「幡多高校生ゼミナール」を結成。身近な現代史の掘り起こしを始めた。40年近くたった今も同ゼミの顧問を務める。モットーは「足元から平和と青春を見つめる」。

大きな注目を集めたのは85年。地域の人たちの体験を聞き取る中で、米国が54年に太平洋・ビキニ環礁で行った水爆実験により、県内外の漁船員が被ばくした可能性が浮き上がった。終戦から40年の節目のことだった。以来現在に至るまで核実験問題の調査を続け、新資料の掘り起こしや、船員や家族の証言記録に取り組み。

2012年には「調査だけでなく救済が必要」との思いで太平洋核被災支援センター

を立ち上げ、県内の元船員らによる国家賠償訴訟などを支援。同訴訟は控訴審で敗訴し、原告の高齢化で上告を断念したが、「健康不安を取り除くため、具体的な救済方法を考えたい」と今後も支援の糸を切らずつもりはない。

一方で「すっかりビキニの印象がついてしまった」と笑う。幡多ゼミ結成を含め、元々の信条は「地域教育の推進」。四万十市西土佐の体験型宿泊施設「四万十楽舎」の初代院長でもあり、「教育は学校だけでは成り立たない。誰もが地域とつながりながら学べる機会を増やしたい」。

幡多地域の歴史や文化を「幡多学」としてまとめた教材の編集にも精を出す。郷土への愛着と学びの意欲は尽きない。